

令和８年度川崎市病院事業会計財務会計システム再構築業務委託仕様書

1 件名

令和８年度川崎市病院事業会計財務会計システム再構築業務委託

2 概要

(1) 目的

川崎市病院局（以下「局」という。）が使用する財務会計システム（以下「財務会計システム」という。）は、平成26年度地方公営企業会計制度の見直しに対応する際に改修を実施し、運用開始から10年以上が経過している。

さらに、現在のサーバOSであるWindows Server 2016のサポート期限が令和９年１月となっており、セキュリティ上の観点からより最新のサーバOSに対応した財務会計システムに更新（再構築）する必要がある。

再構築にあたっては、会計事務の安全性・安定性を確保するとともに、ペーパーレス化や運用見直し、データの有効活用などによる業務効率化を推進するよう開発を進めていく必要がある。

(2) 再構築の方針

現在利用中の財務会計システム（以下、「現行システム」という。）は、物理サーバ上に構築する「オンプレミス」の形態をとっている。再構築後の財務会計システム（以下、「新システム」という。）は、以下のいずれかの環境に構築するものとする。

・オンプレミス

物理サーバ（１台）及びその他運用・稼働に必要となる機器、装置を調達対象とする。
下記記載のシステム利用者数に対応したスペックの機器を選定すること。

・川崎市庁舎内仮想基盤

川崎市市長部局にて運用している仮想基盤 (Nutanix) 上の WindowsServer2022 Datacenter Edition を利用可能。

ウィルス対策ソフトは川崎市で使用しているソフトウェアを用意済となる。

その他運用・稼働に必要となるミドルウェアは調達すること。

・クラウド

現状利用可能な環境は無いため、独自にクラウド環境を用意すること。

川崎市イントラネットとクラウド環境を接続するネットワークの構築も作業範囲とすること。

令和８年度決算業務（令和９年実施）は現行システムを使用する。令和９年度決算業務（令和１０年実施）は新システムを使用する。決算業務では過去データを使用するため、現行システムからのデータ移行を実施することとする。移行対象データについては「別紙６ データ移行一覧」のとおりとする。

３ システムの概要

本調達で求める新システムは、以下の機能を持つこととする。

- １ 財務会計共通
- ２ 予算編成管理
- ３ 予算執行管理
- ４ 調定／収納
- ５ 契約管理／業者管理／債権者管理
- ６ 固定資産管理
- ７ 企業債管理
- ８ 企業決算統計
- ９ 消費税計算機能

４ システムの利用範囲

- １ 利用対象は局（総務部庶務課、経営企画室）、川崎病院、井田病院とする。
- ２ 新システム利用者数は約１２０人とし、最大同時アクセス数は４０人とする。
- ３ 利用者は自席ＰＣのデスクトップに設置されたショートカットからブラウザを起動し、新システムにアクセスできる。

５ 本業務の対象期間と業務の概要（想定）

構築期間 ： 契約締結の翌日から令和９年９月３０日まで

構築業務 ： 打合せ協議及び設計

システム構築

対象データ移行

職員に対するシステムの教育及び操作研修

その他導入に必要となる附随的な業務 等

※本調達には含めず別契約

運用保守期間 ： 令和９年１０月１日から令和１５年３月３１日まで

運用保守業務 ： パッケージ関連等の障害に対する対応

稼働後のアフターフォロー及びサポート対応

バージョンアップ等の変更対応 等

6 新システム基本要求事項

(1) パッケージシステムの導入

次期システムは、公営企業会計において導入実績のあるパッケージシステムを採用する。

法制度改正への対応について、契約締結時点までに判明したものについては、契約の範囲内ですべて対応した上でシステムを提供すること。契約締結から構築期間終了日までに明らかとなった法制度改正については、局と協議の上、対応を決定する。

(2) 稼働スケジュール

円滑なシステム移行を意図して分割稼働を前提としている。

以下のスケジュールを想定しているが、より望ましい移行スケジュールがある場合は、その理由や妥当性を記載すること。なお、スケジュールの前倒しについては、制限を設けない。

No.	対象機能	稼働開始時期
1	財務会計共通	令和9年4月1日
2	予算編成管理	令和9年4月1日
3	予算執行管理	令和9年4月1日
4	調停／収納	令和9年10月1日
5	契約管理／業者管理／債権者管理	令和9年10月1日
6	固定資産管理	令和9年10月1日
7	企業債管理	令和9年10月1日
8	企業決算統計	令和9年10月1日
9	消費税計算	令和9年10月1日

(3) 電子決裁機能

電子決裁機能の構築、導入は本調達の範囲外とする。ただし、将来的に電子決裁の利用を想定しているため、本機能を有していることが望ましい。

(4) 検証用環境の構築

本番で使用する環境のほか、検証作業で使用可能な環境を最低1つ構築すること。

本番環境と検証用環境のどちらを使用しているか違いがわかるよう、画面フレームの色を変える等して、システム利用者が離席等で継続して操作しない場合でも、一目で区別できる仕組みにより誤操作を防止する仕組みを持っていること。

検証用環境のデータは、本番のバックアップ時点のデータを利用して、随時更新が可能なこと。

本番環境と検証用環境は同一サーバ上に構築すること。

7 機能要求

(1) 機能要求

「別紙1 機能要求一覧」を参照すること。

(2) 連携要求

「別紙2 連携要求一覧」を参照すること。

データ連携の対象は「業者情報・現行」、「業者情報・新」、「電子調達」の3種に分けられる。

「業者情報・現行」は、市長部局財務会計システムより業者情報を受信する機能となる。受信した業者情報を財務会計システムに取り込む処理を構築すること。

「業者情報・新」は市長部局にて現在構築中のデータ連携基盤を介して行う機能となる。前項の「業者情報・現行」に変わる機能として、設計と連携テスト実施すること。本契約では設計と連携テストまでを作業範囲とし、機能構築は別契約とする。

「電子調達」は市長部局にて現在構築中のデータ連携基盤を介して行う機能となる。前二項はデータ受信のみであるのに対し、本機能は送信受信の双方向の連携となる。こちらについても本契約では設計と連携テストまでを作業範囲とし、機能構築は別契約とする。

8 非機能要求

「別紙3 非機能要求一覧」を参照すること。

9 役務要求

「別紙4 役務要求一覧」を参照すること。

10 運用保守要求【別途契約】

「別紙5 運用保守要求一覧」を参照すること。

11 データ移行作業（役務）

移行対象データについては、「別紙6 データ移行一覧」のとおりとする。移行データのデータレイアウトについては、原則、局（現行システム事業者を含む）の提供するデータレイアウトを元にしたデータ移行を行うこと。

なお、現行システムからのデータ抽出については、局（現行システム事業者含む）で実施

予定であり、CSV等のテキストデータでの提供を予定している。移行に必要であるデータ等について、それが現行システム事業者の保有する情報であれば、局が現行システム事業者と調整した上で提供する。

具体的に提供を予定している資料は、次の資料のとおりである。

- ・データ一覧及びデータ件数表
- ・移行ファイル定義書（データ形式・属性・桁数等を表示）及びデータ項目説明書
- ・コード一覧およびコード定義書
- ・パラメーター一覧

データ移行について、特定機能の稼働開始時期を調整するなどにより、移行作業が極力簡易になるように努めること。

なお、移行データに不正データが含まれる場合、当該データの補正・修正は原則、局（現行システム事業者含む）で実施するが、一括置換が可能な場合は受託者が対応すること。

（１）移行設計

新システムへの移行を円滑に行うことを目的として、移行設計書を作成し、移行対象データの決定及び移行方法の検討、移行スケジュール、移行体制等を明確に提示すること。

（２）移行準備

データ移行中の障害対応や復旧方法について検討すること。作業手順、作業時間、トラブル時の復旧手順を確認するために移行リハーサルを実施すること。

（３）不正データの抽出

不正データの抽出にあたっては、分かりやすくまとめ、不正データの確認に繋げること。

1.2 データセンター要求

※クラウド上への構築を提案する場合のみ

データセンターの所在地は、データセンターの設置場所の国の法令が適用されるため、日本国内に限定すること。

データセンター要求水準について、日本データセンター協会「ファシリティスタンダード：基本項目」のティア3相当以上に適合すること。なお、ネットワークモデルについては、インターネット活用モデル（βモデル）となっていることに十分留意すること。

1.3 クラウドサービス要求

※クラウド上への構築を提案する場合のみ

クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。具体的には次のものであること。

- ・ISMAPクラウドサービスリストへの登録（ISMAP-LIU含む）

1.4 サービスレベル定義（SLA）

システムサービス品質を一定に保つために、「別紙7 SLA 項目」にて設定した項目と目標値について、目標達成を目指すものとする。

受注者はSLA の各項目についてモニタリングを実施し、その結果を運用保守報告書にて報告するものとする。なお、目標達成が難しいと想定される項目については、契約時及び運用保守計画書策定時において、目標値を局と協議の上、決定するものとする。

また、SLA は本件で受託した範囲を対象とし、問題発生時の原因究明（障害発生要因の特定）までを運用保守契約で実施すること。契約範囲となっていない端末やネットワークに関しては適用外とする。

1.5 本業務における成果物及び納入期限

本業務における工程と成果物の例を下表に示す。なお、成果物に関しては次期システムの開発手法等を踏まえて、受託後のプロジェクト計画書の作成時に局と協議し決定することとする。スケジュールは次に示す工程を単位の目安とし、原則、次工程着手前に現工程の成果物について作成を行い、局の承認を得るものとする。成果物納入の先送り、次工程持ち越しは原則認めない。

また、受注者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。納品形態、部数及び納入場所は、局と協議の上決定する。納入する成果物は電子媒体とし、成果物の様式は任意とする。

なお、局が成果物の内容を第三者に公表する必要が生じた場合の公表可否については、原則プロジェクト計画書の定めに従って判断するものとする。

工程	成果物	レビュー タイミング	成果物の構成要素
開発協議 (基本計画)	プロジェクト計画書	受注者契約後 2週間以内	・目的、目標の確認 ・スコープと最終成果物の定義 ・業務遂行体制 ・会議体の定義 ・各種プロジェクト規程 進捗管理方法、課題管理方法 品質管理方法 情報資産取扱規定、会議開催規定 各ドキュメント標準規定 情報共有手段等
	開発計画書	設計着手前	・開発計画 開発スケジュール（WBS）と役割分担

			開発体制、開発環境、試験用環境 開発工程の定義
設計	システム仕様書	開発着手前	・システム要件 ・システム権限一覧 ・システム提供機能 ・画面（UI）一覧 ・システム帳票一覧、帳票レイアウト ・コード及び番号体系 ・データベース仕様 ・カスタマイズ一覧、カスタマイズ仕様 ・データ連携仕様 ・システム性能仕様 ・システム構成、パラメータ仕様 ・ハードウェア構成、ソフトウェア構成 ・ネットワーク構成 ・ネットワーク設計 ・研修要件 ・非機能要件対応表
外部設計	PKG仕様書		
内部設計	システムデザインシート等		
	テスト計画書	開発着手前	・内部テスト計画（単体・結合テスト） ・システムテスト計画（総合テスト） ・テスト方針、品質判定基準 ・テスト仕様方針策定 ・テスト役割分担 ・実施スケジュール ・テスト仕様、テスト項目一覧
	データ移行設計書	開発着手前	・移行／データセットアップ仕様 ・移行結果検証方法定義 ・移行スケジュール ・データ項目新旧対応表 （特に必要な項目だけでも可） ・移行作業テスト仕様
システム環境構築	構成管理台帳	システムテスト 実施前	・システム設定シート ・初期設定パラメータ一覧
内部テスト 単体・結合テスト	内部テスト実施報告書	システムテスト 実施前	・内部テスト仕様（テスト結果） ・品質判定結果
システムテスト 総合テスト	システムテスト実施報告書	本番データ移行 前	・システムテスト仕様（テスト結果） ・是正措置、対応一覧表（デバッグ記録）

システム移行	データ移行実施報告書	稼働承認前	・移行テスト仕様（テスト結果） ・留意事項 ・データ移行確認証明（計算結果や件数確認結果等）
システム稼働前	運用管理マニュアル	システムテスト実施前	・共通編 - 運用管理方針、システム運用体制 - 運用保守業務一覧 - 情報資産台帳 ・運用編 - 年間運用スケジュール - 月次運用スケジュール - 作業依頼書、作業指示書管理方法 - 運用作業手順書 ・保守編 - 年間運用スケジュール - 月次運用スケジュール - 保守作業手順書 ・運用保守仕様 - サービス提供時間、運用体制、役割分担 - 運用実施内容 - 年間イベントスケジュール - ソフトウェア保守仕様 ・セキュリティ編 - セキュリティ対策基準書 - セキュリティ実施手順書 ・障害対応編 - 障害時連絡体制（日中・夜間） - 障害時業務運用規定 - 障害対応手順（切り分け手順） ・様式類 - 作業依頼書、利用時間延長申請書等、運用管理における様式類一式
	システム操作マニュアル	システムテスト実施前	・システム操作マニュアル ・職員向け利用者マニュアル（専門用語等を用いず職員が容易に理解でき実際に現場で利用できるマニュアルとする。）

	初期運用計画書 (稼働報告)	システムテスト実施前	・初期稼働体制 ・初期障害に対する対応方針 ・留意事項等
	研修計画書	システムテスト実施前	・研修スケジュール、実施方法仕様
	研修マニュアル	システムテスト実施前	・システム研修資料（マニュアル、動画等）
システム稼働後	稼働報告書	稼働確認後 1週間以内	・稼働報告書 - 正常稼働証明（各業務）

1.6 その他留意事項

(1) 構築段階における要件定義

本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、局及び受注者が十分な協議を行った上で実施すること。

本仕様書の「別紙1 機能要求一覧」は次期システムを利用した業務を行う上での基本的な要求を定義したものであり、実際のシステム開発に当たっては、局と慎重に協議した上で対応をとること。「別紙1 機能要求一覧」を基準として、仕様変更（機能、性能、操作性等の品質をより向上させるための設計変更等）に対しても同様に対応すること。

(2) 再委託について

本業務の受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

主要な部分を除く業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託先の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

なお、受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

本業務の「主要な部分」とは、再委託先を含むプロジェクトの進捗管理や課題管理、品質管理、情報資産管理等のプロジェクト全体管理を指す。

(3) 受入検査と契約不適合

システム受入の承認は、本仕様書に基づいて局が実施した検査に合格したときとする。

検査完了後、本仕様書との不一致が見られた場合は、局と協議の上、受注者は無償で是正措置を実施すること。局は受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完

（以下「追完」という。）を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、局に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は局が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

受注者が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、引渡しから１年以内に局から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、引渡し完了時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

（４）開発環境の準備

開発に必要な環境整備、作業場所等（局が提供する場合を除く。）に関する一切の費用は、全て受注者の負担とする。

（５）機密情報の取り扱い

受注者は、本件業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に漏えいしてはならない。

なお、契約満了後についても同様とする。

（６）データの所有権

新システムに格納される情報資産（データや業務を行う中で生成されたデータ）は全て局が所有権を有するものとする。

クラウド上への構築を提案する場合、外部サービスの中断や終了時等に備え、格納されているデータを標準化的なデータ形式やインタフェースで取り出すことを妨げないこと。局が投入したデータについて、外部サービス提供者がデータの著作権・所有権を主張しないこと。

なお、外部サービス提供者による情報資産の利用は、外部サービスの提供に必要な範囲で認めるものであり、それ以外の目的に流用できないものとする。

（７）業務引継について

本契約の履行期間の満了、全部又は一部の解除、その他契約の終了事由の如何を問わず、本事業に関するシステム運用・保守が終了する場合を想定し、業務引継ぎ（データ移行）が可能なように、局が指定する範囲のデータについて全データベースから全件抽出できること。

抽出したデータは、総務省の定める中間標準レイアウト仕様など事業者の著作権（データベース構造等）が侵害されない汎用的なデータ形式及びレイアウトに変換できる仕組みを構築すること。また、次々期システムへのデータ移行に係る業務システムからのデータ抽出に係る作業は、本業務の対象外とし、必要が生じたときには別途契約を締結する。

- ア 上記の業務引継ぎ用の環境を構築するに当たっては、運用・保守期間中、構築した環境の維持管理・構成管理が容易にできることも考慮しておくこと。
- イ 本契約期間中に法改正等で、データベース及びシステム等の構成が変わる場合も同様に、容易に維持管理・構成管理ができること。
- ウ 新システムで提供される各システム本来の各データベースのデータレイアウト表及び本来のコード仕様定義表に相当する資料についても、局の求めに応じて提供できるよう運用・保守期間中は構成管理を行うこと。
- エ データベースレイアウトの変更あるいは新規データベースの追加又は削除があった場合に抽出環境の追加・更新・削除及び関連資料の変更を行うこと。
- オ 出力データの文字コード体系はUNICODE で、CSV 形式とできること。なお、データ抽出作業は本業務の対象外とする。
なお、各システムが保有する項目の根拠や過年度データ・履歴データ等についても提供できる環境を整えておくこと。

(8) 外部サービス及び製品の終了又は変更時における事前通知

新システムを構成するサービス及び製品の終了又は業務影響のあるシステム改修変更が必要な際には、移行及び改修に必要な期間を考慮した上で、事前告知を行うこと。

事前告知期間や告知手法は、局と協議を前提に取り決めが可能なこと。

(9) 外部接続システムにおけるセキュリティ対策

システムの構成上、外部からの攻撃可能性が考えられる場合は次のセキュリティ対策を講じること。

ア セキュアコーディングの実施

開発者は、入力値の検証、不適切なエラーハンドリングの防止、適切な認可・認証の実装など、安全なプログラミング手法を遵守するものとする。また、コードレビューや静的解析ツールを活用し、脆弱性の検出及び修正を行うこと。

イ WAF (Web Application Firewall) の導入

システムに対する不正アクセスやWeb アプリケーションの脆弱性を悪用した攻撃 (SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等) を防ぐため、WAF (Web Application Firewall) を導入し、適切に運用すること。WAF の設定は最新の脅威情報を基に適宜更新し、システムの保護を継続的に強化すること。

ウ Web 診断の実施

局におけるシステムのリリース前及び運用中において、第三者機関又は専門のセキュリティチームによるWeb アプリケーション診断 (脆弱性診断) を実施又は実施済みであること。診断結果に基づき、検出された脆弱性については適切な対策を講じ、再診断により対策の有効性を確認すること。

以上